

## 旭区地域福祉保健計画マスコットキャラクター「あさちゃん」使用要領

制定 令和8年5月18日旭福第1941号(区長決裁)

### (目的)

第1条 この要領は、横浜市旭区福祉保健課（以下「福祉保健課」という。）が作成した旭区地域福祉保健計画（愛称「きらっとあさひプラン」。以下「地福計画」という。）のマスコットキャラクター「あさちゃん」のイラスト（以下「イラスト」という。）を、第三者が使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定める。

### (主管課)

第2条 イラスト使用に係る管理及び本要領に関する事務は、福祉保健課が行う。

### (使用できる事業等)

第3条 イラストは、地福計画及び旭区の地域福祉保健の推進に関する事業のために使用することができる。ただし、次の各号いずれかに当たる場合はこの限りでない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する又はそのおそれのある事業等
- (2) 横浜市及び旭区の信用又は品位を害する又はそのおそれのある事業等
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与える又はそのおそれのある事業等
- (4) 特定の個人または団体等の営利を目的としていると認められる事業等。ただし、第10条で定める有償販売が認められる場合は除く。
- (5) 地福計画及び地福計画マスコットキャラクター「あさちゃん」（以下「あさちゃん」という。）のイメージを損なう又はそのおそれのある事業等
- (6) その他区長が不相当と認める事業等

### (使用に係る申請)

第4条 イラストを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ、きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）マスコットキャラクター「あさちゃん」使用申請書（様式第1号）（以下「使用申請書」という。）及び使用状況がわかる資料を区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる場合には、前項の申請を省略することができる。

- (1) 地域活動団体（主として市内の一定の地域を基礎として当該地域の市民が主体的に行う自治会・町内会活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他の良好な地域社会の維持及び形成に資する活動を行う団体をいう。）等による地福計画及び旭区の地域福祉保健の推進に資すると認められる非営利の使用
- (2) イラストの使用者が、旭区、社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会（以下「旭区社協」という。）又は旭区内地域ケアプラザである場合

(使用承認)

第5条 区長は、前条に基づく使用申請書の提出があった場合、その内容を審査し、承認の可否を決定する。この場合において、区長は、使用者に対し、決定に当たり必要と認める資料の提出を求めることができる。

- 2 使用の承認を決定する場合は、きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）マスコットキャラクター「あさちゃん」使用承認通知書（様式第2号）によって、使用の不承認を決定する場合は、きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）マスコットキャラクター「あさちゃん」使用（不承認・取消）通知書（様式第3号）（以下「使用（不承認・取消）通知書」という。）によって、それぞれ使用者へ通知する。
- 3 前項の使用承認に当たっては、区長は、使用者に対し、必要な条件を付すことができる。

(使用内容の変更)

第6条 使用者は、承認された内容に変更が生じる場合には、速やかに区長へきらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）マスコットキャラクター「あさちゃん」使用変更申請書（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、区長が軽微な変更であると認め、変更の届出を要しないと判断した場合はこの限りではない。

- 2 区長は、申請の内容を審査し、変更の可否を判断し、その決定内容に応じてきらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）マスコットキャラクター「あさちゃん」使用変更承認通知書（様式第5号）又はきらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）マスコットキャラクター「あさちゃん」使用変更不承認通知書（様式第6号）によって、それぞれ使用者へ通知する。

(承認の取り消し)

第7条 区長は、イラスト等の使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められる場合には、当該承認を取り消し、使用（不承認・取消）通知書を送付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、イラストの使用に当たっては、次の各号に掲げる内容を遵守しなければならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反しないようにすること。
- (2) 横浜市の信用又は品位を害しないようにすること。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与えないようにすること。
- (4) 横浜市及び旭区が行う事業または横浜市及び旭区が支援する事業等の推進に支障が生じないようにすること。
- (5) 「あさちゃん」のイメージを尊重すること。
- (6) 原則としてイラストの近くに「きらっとあさひプランマスコットキャラクター あさちゃん」とキャプションを付けること。ただし、一連の物品等に複数回イラストを表示する場合、最初のイラストにキャプションを付けることとする。
- (7) イラストを変形（縦横比の変更や形状の一部改変も含む。）又は加工しないこと。
- (8) イラストに他の図形、文字等と重ねないこと。

- (9) イラストの色を変更しないこと。
- (10) そのほか「あさちゃん」のデザインの改変を行わないこと。
- (11) この要領又はイラストの使用に関して必要な事項等を福祉保健課が変更した場合は、変更後の規定内容等に従うこと。

#### (使用料)

第9条 イラストの使用は無料とする。ただし、有料とすることが適当と区長が認めた場合はこのかぎりでない。

#### (有償販売)

第10条 次の各号の場合に限り、イラストを使用した製品を有償で販売することができる。

- (1) 旭区及び旭区社協、旭区内地域ケアプラザが地域福祉保健に関する広報活動を目的とした販売を行う場合
- (2) 区内に事業所等がある地域活動団体及び非営利活動法人等の非営利団体が地福計画に関する広報活動を目的とした販売を行う場合
- (3) 区内に事業所等がある障害者の支援に係る事業を行う法人及び団体等が、当該事業所を使用する障害者が製作に関わった製品を、地福計画に関する広報活動を目的とした販売を行う場合
- (4) その他区長が特に認めた場合

#### (使用の差止め等)

第11条 区長は、イラストの使用が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、使用者に対し、イラストの使用の差止めの請求（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者がこの要領に違反した場合
  - (2) 使用者が第5条第3項に基づき使用承認に付した条件に違反した場合
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められる場合
  - (4) その他イラストの使用内容が不適當であると認められる場合
- 2 区長は、前項により使用を差し止める場合、使用（不承認・取消）通知書によって使用者へ決定を通知するものとする。
- 3 旭区は、第1項に規定する請求等により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 4 区長は、第1項に規定する請求等を行った場合、使用者に対し、対象となった物品等の回収を命じることができる。
- 5 区長は、使用者にイラストの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

#### (使用の非独占性等)

第12条 イラストの使用は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラストを使用する権利

を付与するものではない。

2 イラストの使用は、商品及び使用者等について旭区の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 旭区は、この要領に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 旭区は、イラストを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、イラストを使用した製品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、処理しなければならない。

3 使用者は、イラストの使用に際して故意又は過失により横浜市又は旭区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を横浜市に賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、イラストの使用に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年5月18日から施行する。